

アリアンツ火災海上の現状

Annual Report 2016

2016年3月期

Allianz 

目次

ごあいさつ	1
I. 会社の概況及び組織	
1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念	3
2. 会社の沿革	4
3. 株主・株式の状況	5
4. 経営の組織	6
5. 役員の状況	7
6. 会計監査人の状況	7
II. 主要な業務の内容	
1. 主な取扱い商品	8
2. 事業の内容	10
3. 損害保険のしくみ	10
4. 約款	11
5. 保険料	12
6. 保険金のお支払い	13
7. 保険募集	14
III. 主要な業務に関する事項	
1. 直近の事業年度(平成26年度)における事業の概況	16
2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	19
3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等	20
4. 責任準備金の残高の内訳	33
5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	34
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	35
IV. 保険会社の運営	
1. リスク管理の体制	36
2. コンプライアンス(法令等遵守)体制	37
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	41
4. コーポレート・ガバナンス体制	41
5. 内部統制システムの構築および運用状況の概要	41
6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	44
7. 指定紛争解決機関について	46
V. 直近の2事業年度における財産の状況	
1. 計算書類	47
2. リスク管理債権	58
3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	58
4. 債務者区分に基づいて区分された債権	58
5. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)	59
6. 時価情報等	61
7. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性について	62
VI.~VIII. 保険会社及びその子会社等について	63

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ごあいさつ

日頃より、皆さまには格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、ドイツに本社を置く金融保険グループ アリアンツのメンバーであり、アリアンツ・グループ内で国際企業等を対象とした企業向け損害保険や特殊な分野の保険商品を専門に扱うアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー（以下 AGCS）を親会社としています。そのため、AGCS及びアリアンツ・グループが持つ世界規模のネットワーク及び膨大な専門知識と引受能力を活用することにより、皆様のお役に立てるテーラーメイドの商品や最先端のリスク・マネジメントを世界規模で提供することが可能です。また、AGCSは、「世界中でお客様を最優先させること」、「アンダーライティングの強みを活用すること」、「適切な資本を携え、競争力を維持すること」を重点的な取組方針として掲げており、弊社もその理念に則した経営を心がけています。

過去数年の出来事を振り返ると、我国に多大な損害をもたらした東日本大震災（2011年）、ヨーロッパを中心とする洪水（2013年）、我国における雪害・火山噴火（2014年）、航空機墜落・船舶事故（2015年）、更に今年4月には熊本地震等、様々な災害が発生しました。被災された企業及び個人の皆様には心からお見舞いを申し上げますと共に、早期の復元・復興が果たされるよう祈念しております。このような不測の災害が多発する中、弊社は、社会的使命を持つ保険会社として、万が一の際のお客様の経済的損失の軽減に向けて、保険を通じてお客様にとって最適なソリューションをご提供していきたいと考えております。そのため、AGCS及びアリアンツ・グループが世界規模で蓄積してきたリスク・マネジメントの経験やノウハウを最大限に活用してまいります。

弊社は、1990年に本邦において損害保険事業の認可を取得し、現地法人として営業を開始して以来、お客様第一主義をモットーとしております。また、お客様のお役に立つ保険会社であることが最重要と考えており、そのためには、当社の利益のみを追求するのではなく、社会的使命を有する企業として常にコンプライアンスを遵守する保険会社であり続けたいと考えております。今後ともお客様のご期待にお応えできるよう全社員とも全力を尽くす所存でございますので、引き続き皆さまからのご指導・ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

アリアンツ火災海上保険株式会社
代表取締役社長 元田 賢

※アリアンツ・グループは、創業以来126年の歴史を持ち、世界70カ国において、事業を展開し、約142千人の従業員を有する世界有数の金融保険グループです（2015年12月末時点）。

I. 会社の概況及び組織

1. アリアンツ火災海上保険株式会社の企業理念

私たちはお客様第一主義のもと、お客様それぞれのニーズに合った革新的かつテラーメイドのリスク・ソリューションを提供し、それらを専門的に管理し、かつ高度化させながら成長を維持することを経営の基本理念として掲げています。また、企業保険を専門に扱うアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー（以下AGCS）の一員として、リスクに関する広範な知識や長年にわたる経験をもとに、世界に進出する日本企業を専門的かつ国際的な保険サービスの提供という形でサポートし、それらを通じて世界の主要な国際保険会社のひとつであり続けることを目指しています。

さらに、私たちは急速に変化する世界情勢に歩調を合わせ、お客様が安定的に発展していくためのパートナーでありたいと考えています。お客様を予期せぬリスクから守るため、そのニーズを理解し、必要に応じて進出地域の保険サービスを利用していただけます。世界約70カ国での事業展開を利用した広範なネットワークを通じて、世界のどこからでも私たちにコンタクトいただけます。また、お客様に対する窓口を一本化し、ビジネスの遂行を容易にすることに加えて、コンプライアンスの遵守をあらゆる業務の基本原則とすることをお約束します。

またAGCSの国際的ネットワークを通じた質の高いアンダーライティングが常にお客様に提供されるよう、適切なりスク分析と適正な価格設定、またその基盤となる高水準の格付けを維持するよう努力を怠りません。その結果可能となる、グローバルなアンダーライターの知識に、現地アンダーライターの視点を加味した、より具体的なソリューションの提案は、お客様の期待を裏切らないものとなるでしょう。そして、事故や災害の発生時には、熟練した損害査定チームが迅速に対応し、お客様の業務継続に必要なサービスをタイムリーに提供してまいります。

最後に私たちは、お客様との長期にわたる良好な関係を維持するため、安定と信頼に基づくコミットメントに根ざした代理店やブローカーの皆様との協働関係を築くことを目指しています。そしてAGCSの堅実な経営基盤を背景に、さまざまな局面において力強いパートナーとしてお客様を支援し、お客様を見守り続けることができるよう最善を尽くしてまいります。

2. 会社の沿革

アリアンツ・グループについて

アリアンツは1890年に設立された Global Systemically Important Insurers (G-SIIs) を構成する世界有数の金融保険グループです。アリアンツは、世界70カ国以上で損害保険、生命保険、資産運用などの分野で幅広い金融サービスを提供しています。

2015年12月末時点、アリアンツ・グループ全体の総資産は約8,489億ユーロ(約111兆円8,650億円)であり、総収入は約1,252億ユーロ(約16兆4,980億円)、純利益は約66億ユーロ(約8,720億円)となっています。

*換算レート:2015年12月末時点のTTM1ユーロ=131.77円

アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ(AGCS)について

AGCSは、アリアンツ・グループのコーポレート・アンド・スペシャルティ保険顧客専用のブランドです。AGCSは、アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー(AGCS SE)、およびAGCSブランドグループの提携企業で構成され、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、ファイナンシャル・ライン(会社役員賠償責任保険を含む)、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上、航空など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

AGCSは、アリアンツ・グループやその他提携企業のネットワークを通じて、世界の160以上の国や地域で事業を展開しています。従業員数は5,000人以上、フォーチュン・グローバル500社の過半数の企業に保険サービスを提供しています。2015年の世界の年間保険料総額は約81億ユーロ(約1兆680億円)です。

スタンダード&プアーズ社によるAGCS SEの財務力格付けはAA(Stable)*です。

※格付は2016年6月末日現在です。

アリアンツ火災海上保険株式会社

当社は、1990年にヨーロッパの損害保険会社では初めて、日本法人として設立されました。当社は世界有数の金融保険グループであるアリアンツの一員で、2010年1月より一定規模以上の企業や特殊分野の保険種目の引受を対象とする、グループの専用ブランドであるアリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ(AGCS)のグローバル・ネットワークの一員となりました。

日本でも、国際保険プログラムをはじめ、エネルギー、エンジニアリング、ファイナンシャル・ライン(会社役員賠償責任保険を含む)、賠償責任保険、企業財産総合保険、海上、航空など企業の事業全般にわたる保険およびリスクエンジニアリング・サービスを提供しています。

当社はスタンダード&プアーズ社より財務力格付けにおいて2016年6月末現在でAA(アウトルック、安定的)の評価を得ています。

当社の2015年度(2015年4月~2016年3月)の正味収入保険料は115百万円、同年度末での総資産は82億円となっています。

日本における沿革・資本金の推移

1990年 11月	資本金20億円で東京都港区に会社設立
1990年 12月	日本における営業免許を取得
1991年 4月	在日ドイツ系企業を中心に営業開始
1995年 9月	資本金を5億円増資し、25億円とする
1999年 4月	アシュアランス・ジェネラル・ド・フランス東京支店 (A.G.F. 東京支店) より包括移転を受ける (取引信用保険を除く)
2000年 3月	資本金を10億円増資し、35億円とする
2007年 3月	資本金を3億円増資し、38億円とする
2008年 3月	資本金を3億円増資し、41億円とする
2009年 3月	資本金を2億6千7百万円増資し、43億6千7百万円とする
2010年 3月	資本金を3億7千万円増資し、47億3千7百万円とする
2011年 3月	資本金を5億円増資し、52億3千7百万円とする
2016年 2月	資本金を42億3千7百万円減資し、10億円とする

店舗所在地

東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

TEL : 03-4588-7500(代表)

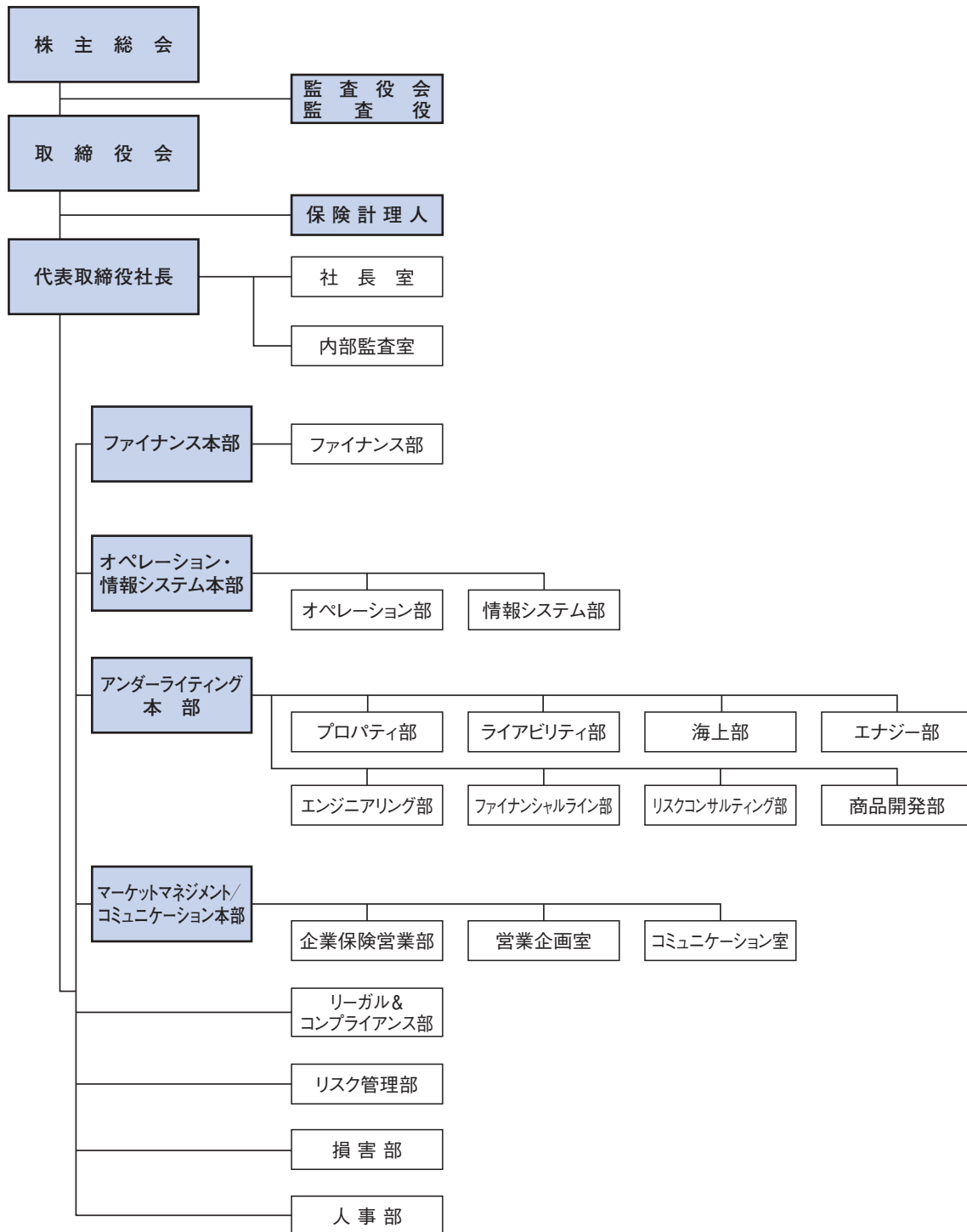
3. 株主・株式の状況

発行済株式総数	139,480株
株主名	アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー (本社：ドイツ・ミュンヘン)
	所有株式数：139,480株(100%)

(2016年7月1日現在)

4. 経営の組織

本社機構(含む営業機構)2016年7月1日現在



5. 役員の状況

役名	氏名	略歴
代表取締役会長 (非常勤)	クリス・フィッシャー・ハース	2014年 12月 当社取締役 2015年 1月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー 最高経営責任者 2015年 1月 当社代表取締役会長
代表取締役社長	元田 賢	2012年 4月 当社入社 2012年 6月 当社代表取締役社長
取締役	小田倉 卓也	2006年 12月 当社入社 2012年 3月 当社取締役
取締役	櫻村 信行	2013年 10月 当社入社 2014年 7月 当社取締役
取締役	丸山 慶一	2015年 8月 当社入社 同 当社取締役
取締役 (非常勤)	マーク・ミッチェル	2013年 1月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー 香港支店 最高経営責任者 2014年 10月 アリアンツ・グローバル・コーポレート・アンド・スペシャルティ・エスイー アジア・パシフィック地域担当最高経営責任者 2014年 10月 当社取締役
監査役 (常勤)	宮中 省二	2008年 4月 当社取締役 ～2011年 1月 2011年 6月 当社監査役
監査役 (非常勤)	西谷内 力世	2008年 6月 当社監査役
監査役 (非常勤)	乗添 光太郎	2012年 6月 当社監査役

(注) 西谷内氏および乗添氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2016年7月1日現在)

6. 会計監査人の状況

当社は、会計監査人を有限責任あずさ監査法人に委任しております。

II. 主要な業務の内容

1. 主な取扱い商品

当社は、主にブローカー及び代理店を通じて保険商品の販売・引受を行っています。

主な取扱商品は下記のとおりです。

企業財産総合保険	企業所有の建物や動産の損害を補償するとともに、損害を受けたことによって営業が休止または阻害されたために生じた利益喪失など事業活動で直面するリスクを総合的にカバーし、補償するオールリスクタイプの総合保険です。
普通火災保険	店舗・工場などの火災などにより生じた損害を補償する保険です。
店舗総合保険	事務所店舗・店舗兼住宅などの建物とその什器・備品などを対象とし、普通火災保険で補償する損害のほか、車の飛び込み損害・水漏れによって生じた損害、持出家財の損害など幅広く補償する保険です。
利益保険	店舗・事務所・工場・倉庫などの火災、落雷、爆発などによる営業の休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
店舗休業保険	店舗・事務所の火災、落雷、爆発などによる業務休止によって生じた利益の減少を補償する保険です。
動産総合保険	動産を対象として、火災による損害のみならず、盗難や破損など偶然な事故による損害を補償するオールリスクタイプの保険です。
機械保険	機械設備・装置を対象とし、従業員の誤操作、保守管理の不良による事故、電氣的事故のほか、物の落下・衝突などの偶発的な事故によって被った損害を補償する保険です。
組立保険	機械設備・プラント装置、鋼構造物などの据付け・組立工事において偶発的な事故により、工事の目的物・工事用材料などに生じた損害を補償します。
建設工事保険	工事から引渡しまでの間に、建設中の建物に損害が生じた場合に補償する保険です。
賠償責任保険	偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき、その賠償金を補償する保険で、施設所有(管理)者・請負業者・生産物など各種賠償責任保険があります。
生産物回収費用保険	企業が生産・製造する製品の欠陥が原因で、第三者に身体障害・財物損壊による損害を与えるまたは与える危険があることにより行う製品の回収(リコール)に伴う費用を補償する保険です。
会社役員賠償責任保険	会社役員がその業務を執行するにあたり、過失により会社(株主)や第三者に経済的損害を与えたとの理由で損害賠償請求を受けた場合に、役員が個人として負担しなければならない損害(損害賠償金、弁護士費用等)を補償する保険です。

船舶保険	船舶の海上危険によって被った損害を補償する保険です。
貨物海上保険	海上輸送中の貨物の海上危険によって生じた損害を補償する保険です。
運送保険	陸上(注)輸送中の輸送用具の事故、その他の危険によって生じた貨物の損害を補償する保険です。 (注)河川湖沼を含みます。

2. 事業の内容

損害保険事業

◆保険の引受：当社は、次の各種保険の引受けを行っています。

- (1)火災保険 (2)海上保険 (3)運送保険 (4)賠償責任保険 (5)機械保険 (6)建設工事保険
(7)動産総合保険 (8)費用・利益保険 (9)その他の企業向けの保険 (10)各種保険の再保険

◆資産の運用：当社は、皆様から収受した保険料を、安全性・流動性に留意し有価証券投資および預貯金を主体に運用しています。

3. 損害保険のしくみ

(1)損害保険制度について

損害保険とは、一定の偶然的事故から生じる損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計的基礎(大数の法則といいます)によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことによって、万一事故が発生し、損害を被ったときに保険契約の約定内容と損害の程度に応じて、保険金を受け取ることができるようにするしくみです。このように損害保険は、多くのお客様間のリスクを相互に分散させることにより経済的補償を提供し、個人生活の安定や企業経営の安定に大きく寄与するという社会的役割を果たしています。

(2)損害保険契約の性格について

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然的事故(保険事故)によって生ずる可能性のある損害をてん補することを約束する契約をいいます。よって保険契約の当事者のうち、保険会社は保険金を支払う義務を負い、保険契約者は保険料を支払う義務を負います(保険法第2条)。

したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の合意のみで有効に成立する諾成契約という性格を有します。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容の基づき、保険証券または保険引受証を作成し契約者にお渡ししています。

(3)再保険契約について

保険会社がお引受した保険契約の中には、大型旅客機・大型船舶・巨大石油コンビナート等の保険金額が巨額となる大型契約や地震・台風災害などの大規模自然災害に備えた契約があります。もし、このような契約に事故が発生した場合、保険金の支払いが膨大となり、保険会社の存続に多大な影響を与える場合があります。保険会社は、巨額保険金の支払いに備えるため、また引き受けた危険の分散化のために、自社が引き受けたリスクのうち的一定割合を国内外の他の保険会社や再保険会社に引き受けてもらうことがあります。また、反対に他の保険会社が引き受けた巨大リスクの一部を引き受けることがあります。このような保険会社間の危険の分散を目的とした保険契約を「再保険」といいます。

この再保険の取引に際しては、弊社では相手先である保険会社・再保険会社の財務状況等を慎重に判断し厳選の上で取引先を決定し、再保険金回収のリスクを抑えています。

4. 約款

(1)約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、その内容を具体的に目に見えるようにし、契約の約束事を記載したものが保険約款です。その新設・変更については、原則として、保険会社は保険事業の監督者である金融庁の認可を受けるか届出を行っています。約款には、基本的な保険契約の条件や基本的な免責事由を定めた「普通保険約款」があり、それを補完・補足して更に個別具体的な引受条件を規定する「特約」とセットで一つの保険商品を構成しています。賠償責任保険においては、「普通保険約款」に補償するリスクの種類ごとに特有の基本条項を規定する「特別約款」を付帯し、それに更に個別具体的な条件を規定する「特約」をセットとして一つの保険商品を構成しています。保険契約は、すべてこうした各種約款を使って契約されます。

(2)契約時の留意事項

申込書に記載された内容も契約内容としてご契約者・保険会社の双方を拘束します。従って、保険のご契約にあたっては、当社の社員又は代理店から普通保険約款、特別約款等の内容につき十分な説明を受け、申込書記載内容をよく確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。当社では、主要種目のご契約内容についてご契約前に十分ご理解をいただくために、「重要事項等説明書」を作成しています。

5. 保険料

(1) 保険料のお支払い・返還

損害保険の保険料は、保険契約締結と同時に領収することが原則となっています。よって、保険期間開始後でも保険料領収前に事故が発生した場合、保険金をお支払いすることができません。また、保険契約締結の後、危険の増加または減少などの変更が生じた場合は、保険料の返還または請求を行う場合があります。保険期間の途中で契約が失効した場合や解除された場合には、約款に従って保険料の一部を返還いたしますが、事由によっては返還できない場合もあります。

(2) 保険料(率)

損害保険の保険料(率)は、純保険料(率)[注1]部分と付加保険料(率)[注2]部分から構成されています。当社が適用している純保険料(率)[注1]には以下のものがあり、これに当社の付加保険料(率)[注2]を合算して保険料(率)としています。

- ◆当社が金融庁から認可を取得または金融庁へ届出を行った純保険料(率)[注1]
- ◆損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た参考純率[注3]を参考に、当社が金融庁から認可を取得または金融庁への届出を行った純保険料(率)[注1]

また、上記とは別に損害保険料率算出機構が金融庁へ届け出た基準料率[注4]を採用している保険種目もあります。

[注1] 保険事故が起きたときに保険会社が支払う保険金に充当される部分であり、過去の統計等を使用して大数の法則に基づく損害発生の頻度と程度によって算出されます。

[注2] 保険会社が保険事業を行うために必要な経費などに充当される部分をいいます。

[注3] 損害保険料率算出機構は、自動車保険、火災保険、傷害保険等の参考純率を算出し、損害保険料率算出団体に関する法律に基づき、金融庁に届出をしています。

[注4] 損害保険料率算出機構は、法律に基づく地震保険や自賠責保険については、付加保険料(率)[注2]を含め算出しており、これを「基準料率」といいます。

6. 保険金のお支払い

当社がお引き受けした保険契約について保険事故が発生した場合、保険金をお支払いするまでの手続きは概ね以下の通りです。

(1) 当社・代理店への事故通知

事故発生後の緊急処置(負傷者の救護、警察署・消防署などへの通報等)を講じた後、直ちに当社または代理店まで、事故発生の日時・場所・状況などをお知らせ下さい。

(2) 契約内容の確認、支払責任の調査

事故通知をお受けした後、担当者が保険契約の内容を確認します。また、被災物件や損傷物の調査や、被保険者の賠償責任の有無や程度の検討を行い、保険金お支払いの対象となる事故であるかどうかについて調査します。事故状況や損害額に応じて修理見積書・示談書等関連資料の提出をお願いする場合があります。

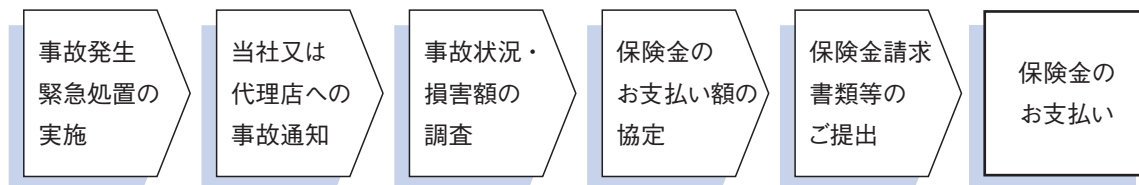
(3) 損害額・保険金の算出

修理見積書・示談書等の関連資料の検討を経て、損害額や保険金お支払い額を保険契約者・被保険者と協議の上算出します。更なる関連資料や調査が必要となる場合は、その内容及び調査に要する見込所要日数について保険契約者・被保険者にご案内致します。

(4) 保険金のお支払い

保険金請求書及びその他保険金のお支払いにあたり必要な書類をご提出頂きます。保険金請求書等をご提出頂きますと、内容を確認の上、上記(3)で協定した保険金をお支払いします。

事故発生からお支払いまでの一般的な流れ



事故のご連絡・ご相談は下記にて承っております。

電話番号：0120-958-041(フリーダイヤル)または03-4588-7580

受付時間：(平日9時～17時)

7. 保険募集

(1)契約締結のしくみ

代理店による保険募集

代理店は損害保険会社との間で締結した「損害保険代理店委託契約」に基づき、保険会社に代わって損害保険の契約募集を行います。損害保険代理店には保険会社のために保険契約を締結する代理権を有する締結代理店と保険契約の締結の媒介のみを行う媒介代理店の2種類があります。

(2)代理店の役割と業務内容

当社では、代理店委託契約書を取り交わした上で、締結代理店の場合、代理店がお客様との間で次のような業務を行うことを代理店に委託しています。

- ◆保険契約の締結
- ◆保険料の領収または返還
- ◆保険契約の変更・解除等の申し出の受付(ただし、クーリングオフの申し出は除きます)
- ◆保険料領収証の発行・交付
- ◆保険契約の維持、管理に関連するその他の事項

また代理店は、このほかにもお客様と保険会社の橋渡し役としてお客様のニーズに対応した各種保険サービスを提供し、万一の事故が生じた際には、保険金のご請求についての適切なアドバイスをすることなどのサービスも日常業務としています。このように、代理店は損害保険に関するプロフェッショナルとしてお客様に様々な情報を提供し、お客様や会社等を様々な危険や災害から守り、経済生活の安定を図るという社会的役割を担っています。

(3)代理店登録

損害保険代理店は、保険業法に基づき内閣総理大臣の登録を受けることが義務づけられています。この登録を行って初めて代理店として保険契約の募集を行うことが可能となります。また、代理店で保険の募集に従事する者は、所定の教育を修了し、または、損害保険募集人一般試験に合格した上で内閣総理大臣に届け出なければならないことになっています。

(4)代理店教育

当社はお客様に対して適切な情報と充実したサービスを提供できる代理店を育成することを目的とし、専門的な保険知識に関する教育、及びコンプライアンスに関する研修などを実施しています。

(5)代理店数(2016年3月31日現在)

代理店数	73店
------	-----

(6)当社の勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めて、適正な金融商品の販売・勧誘に努めています。

【勧誘方針】

お客さまの視点に立った販売・勧誘に努めます。

1. お客さまの保険に関する知識、購入経験、家族状況、財産状況、購入の目的等を商品特性に応じて総合的に勘案させていただき、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明と提供に努めます。
2. 商品についての重要事項をお客さまに正しくご理解いただけるよう適切な説明に努めます。
3. お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
4. お客さまと直接対面しない勧誘・販売（インターネット販売、通信販売など）を行う場合においては、説明方法などに工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう努めます。

お客さまにご満足いただけるよう適切な対応に努めます。

1. お客さまのお問い合わせには、迅速、適切、ていねいな対応に努めます。
2. お客さまに対して公正な事務処理を行うとともに、万が一保険事故が発生した場合には、保険金等のお支払について迅速、的確、ていねいな対応と適正な支払に努めます。
3. お客さまのご意見、ご要望を真摯に受け止め、商品開発や販売活動に活かしてまいります。

各種法令を遵守して適正な対応に努めます。

1. 金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、保険業法、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守します。
2. 適切な業務を確保するために、社内体制の整備・向上と販売にあたる者の研修に取り組みます。
3. お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱と管理をいたします。

- 以上 -

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度(平成27年度)における事業の概況

(1)事業の経過及び成果等

当期のわが国経済は、雇用・所得環境や非製造業を中心とした緩やかな回復が続いたものの、個人消費や設備投資においては回復に遅れがみられました。

損害保険業界におきましては、台風等自然災害の影響はありましたが、料率改定などにより火災保険等一部保険種目については事業環境に改善の兆しがみられました。

当社のコア・ビジネスは、グローバルな企業保険であり、当事業年度は引き続きコア・ビジネスに注力いたしました。また、当社は保険ビジネスの多くをAGCS及び限られた数の信用力の高い再保険会社に出再する方針を取っている為、巨大リスクや自然災害の多くの部分が再保険によりカバーされております。

このような中、当事業年度の業績は次の通りとなりました。

保険引受収益が546百万円(前期比285百万円増)、資産運用収益が0百万円(同1百万円減)、その他経常収益が69百万円(同47百万円増)となり、経常収益は615百万円(同331百万円増)となりました。

保険引受費用は△1,986百万円(前期比388百万円減)、営業費および一般管理費は1,400百万円(同45百万円減)、経常費用は△584百万円(同434百万円減)となりました。

上記の結果、経常利益は1,200百万円となり、前期の435百万円から765百万円の増加となりました。経常利益に特別損益、法人税等を考慮した結果、当期純利益は969百万円となりました。

ソルベンシー・マージン比率につきましては、1,383.2%(前年度 1,237.6%)と引き続き十分な水準を保持しております。

(2) 保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は、115百万円であり、前期と比べて19百万円の増加となりました。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金は、前期比65.3%減の72百万円で、当期正味損害率は100.2%となりました。

また、保険引受における営業費および一般管理費については、前期に比べ45百万円減少し、1,398百万円となり、正味事業費率は△640.6%となりました。

(3) 主な種目の状況

火災保険

正味収入保険料は、2百万円と前年度に比べ、57.2%の減収となりました。

正味損害率は、1,759.7ポイント下降し、55.1%となりました。

海上保険

正味収入保険料は、72百万円と前年度に比べ、62.8%の増収となりました。

正味損害率は、28.5ポイント下降し、59.2%となりました。

傷害保険

正味収入保険料は、0百万円と前年度に比べ、100.7%の減収となりました。

正味損害率は、985,027.3ポイント上昇し、984,258.7%となりました。

賠償責任保険

正味収入保険料は、4百万円と前年度に比べ、130.0%の増収となりました。

正味損害率は、1,551.3ポイント下降し、511.6%となりました。

その他の保険

その他の保険は、動産総合保険、費用・利益、航空保険などが主なものであります。正味収入保険料は、35百万円と前年度に比べ、7百万円の減収となりました。

(4) 資産運用の概況

当期末運用資産は、前期より12.3%増加し、7,249百万円となりました。増減資産項目については、預貯金が4,094百万円増加、有価証券が3,299百万円減少し、当期末総資産は8,325百万円(前期比12.4%増)となりました。

(5)対処すべき課題

当社は、より多くのお客様からの信頼を維持するために、内部管理及びERM態勢の強化に努めます。また、堅実な経営を継続しているアリアンツ・グループの一員として企業保険分野への特化を通して、魅力ある商品のご提案、ITインフラの整備、リスク管理の徹底等に取り組んでまいります。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
正味収入保険料		337	98	113	95	115
経常収益		1,095	682	151	284	615
経常利益 / 経常損失		△ 300	242	52	435	1,200
当期純利益 / 当期純損失		△ 102	182	△ 36	342	969
資本金		5,237	5,237	5,237	5,237	1,000
発行済株式の総数		139千株	139千株	139千株	139千株	139千株
純資産額		2,067	2,245	2,207	2,550	3,520
総資産額		8,182	7,451	8,250	7,405	8,325
責任準備金残高		2,010	1,697	1,719	1,770	1,341
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		4,824	4,202	5,002	3,299	—
ソルベンシー・マージン比率		956.0%	1,220.3%	1,143.9%	1,237.6%	1,383.2%
配当性向		—%	—%	—%	—%	40%
従業員数		51名	41名	43名	41名	48名

(注) 当社は積立型保険の販売をしていませんので、正味収入保険料には積立保険料を含んでいません。

3. 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		16	4	2
海上		62	44	72
傷害		0	△0	0
自動車		0	0	0
その他		33	45	40
(うち賠償責任保険)		(△ 22)	(1)	(4)
合計		113	95	115

(注) 正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		2,049	2,324	2,425
海上		1,006	1,069	692
傷害		15	—	0
自動車		—	—	—
その他		2,149	2,527	4,382
(うち賠償責任保険)		(1,506)	(1,730)	(2,343)
合計		5,221	5,921	7,500
従業員一人当たり 元受正味保険料		121,425千円	144,418千円	174,440千円

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。

受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		1,061	1,053	1,223
海上		959	883	705
傷害		0	—	0
自動車		137	1	△1
その他		2,178	1,956	7,525
(うち賠償責任保険)		(706)	(752)	(954)
合計		4,336	3,894	9,453

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		3,094	3,372	3,647
海上		1,904	1,908	1,325
傷害		15	0	0
自動車		136	0	△1
その他		4,293	4,437	11,868
(うち賠償責任保険)		(2,235)	(2,481)	(3,293)
合計		9,444	9,719	16,839

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものです。

正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		4	84	△1
海上		65	28	22
傷害		1	0	2
自動車		0	0	0
その他		85	94	49
(うち賠償責任保険)		(41)	(33)	(17)
合計		157	208	72

(注) 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものです。

元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		918	89	20
海上		305	177	214
傷害		33	2	3
自動車		0	—	—
その他		391	364	323
(うち賠償責任保険)		(91)	(80)	(65)
合計		1,649	633	562

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から求償等による回収金を控除したものです。

受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		156	225	43
海上		648	837	2,588
傷害		3	0	0
自動車		282	123	38
その他		453	141	334
(うち賠償責任保険)		(9)	(7)	(231)
合計		1,544	1,327	3,005

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から求償等による回収金を控除したものです。

回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		1,071	230	66
海上		887	985	2,780
傷害		35	2	1
自動車		282	123	38
その他		760	411	608
(うち賠償責任保険)		(59)	(54)	(279)
合計		3,036	1,753	3,495

(注) 回収再保険金とは、出再契約の回収保険金から出再契約による返還金を控除したものです。

解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		142	46	28
海上		33	45	26
傷害		0	—	0
自動車		0	0	—
その他		197	152	79
(うち賠償責任保険)		(37)	(75)	(66)
合計		374	244	134

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計です。

保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災		64	204	545
海上		△100	110	113
傷害		△13	△5	74
自動車		△4	9	193
その他		88	95	206
(うち賠償責任保険)		(147)	(33)	(109)
合計		34	414	1,134

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

(2) 保険契約に関する指標

契約者配当金の額

該当事項はありません。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	55.2	△750.3	△695.2	1,814.8	△ 4,234.7	△ 2,419.9	55.1	△ 9,133.5	△ 9,078.4
海上	129.4	31.0	160.5	87.7	△ 174.2	△ 86.6	59.2	△ 39.1	20.1
傷害	532.4	3,910.5	4,442.9	△ 768.6	1,945.3	1,176.6	984,258.7	△ 471.9	983,786.8
自動車	145.0	△2,103.6	△1,958.7	57.8	△ 1,594.0	△ 1,536.1	79.7	342.6	422.3
その他	310.3	△101.3	209.0	253.0	△ 355.2	△ 102.2	170.4	△ 1,296.1	△ 1,125.7
(うち賠償責任保険)	(△226.5)	(80.1)	(△146.4)	(2,062.9)	(△5,118.6)	(△ 3,055.7)	(511.6)	(△5,396.7)	(△ 4,885.1)
合計	174.2	△108.1	66.1	254.3	△ 469.1	△ 214.8	100.2	△ 640.6	△ 540.5

(注) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 合算率=正味損害率+正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

年度 種目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	4.1	22.2	26.3	8.3	20.3	28.7	23.0	18.4	41.5
海上	70.9	47.0	117.9	169.5	34.1	203.6	50.9	30.8	81.7
傷害	△28.8	57.9	29.1	1,350.1	0.0	1,350.1	△ 2,022,884.2	3.1	△ 2,022,881.1
自動車	33.4	12.2	45.6	△ 35.6	0.2	△ 35.4	△ 5.1	△ 0.7	△ 5.8
その他	69.8	30.8	100.6	△ 2.9	29.8	26.9	71.3	12.9	84.3
(うち賠償責任保険)	(43.6)	(22.3)	(66.0)	(12.6)	(22.9)	(35.5)	(63.4)	(19.8)	(83.2)
合計	44.9	29.9	74.7	34.9	26.7	61.5	57.4	16.1	73.5

(注) 地震保険に係る金額を除いて記載しています。
 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 合算率=発生損害率+事業費率
 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国内契約	68.8	73.0	52.1
海外契約	31.2	27.0	47.9

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
出再先保険会社の数(注)	2社	1社	1社
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)	99.2%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者(プールを含む)を対象としています。

出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
A以上	100.0%	100.0%	100.0%
BBB以上	—	—	—
その他	—	—	—
合計	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 特約再保険を10百万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社の格付を使用しています。

未収再保険金

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 年度開始時の未収再保険金	534	353	330
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	3,036	1,753	3,495
3 当該年度回収等	3,217	1,776	3,630
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	353	330	195

(注) 地震保険に係る金額を除いています。

(3) 経理に関する指標

支払備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災	95	26	5
海上	94	51	70
傷害	4	10	0
自動車	7	1	0
その他	92	83	94
(うち賠償責任保険)	(41)	(45)	(48)
合計	294	172	170

責任準備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災	643	648	292
海上	262	277	200
傷害	65	65	0
自動車	194	193	0
その他	553	584	847
(うち賠償責任保険)	(117)	(144)	(243)
合計	1,719	1,770	1,341

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

引当金

平成26年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成25年度 期末残高	平成26年度 増加額	平成26年度 減少額	平成26年度 期末残高
一般貸倒引当金		0	—	0	—
個別貸倒引当金		—	—	—	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		77	13	13	76
役員退職慰労引当金		12	5	1	16
賞与引当金		30	40	34	36
価格変動準備金		3	0	—	3
合計		123	60	50	133

平成27年度

(単位：百万円)

区分	年度	平成26年度 期末残高	平成27年度 増加額	平成27年度 減少額	平成27年度 期末残高
一般貸倒引当金		—	—	—	—
個別貸倒引当金		—	—	—	—
特定海外債権引当金		—	—	—	—
退職給付引当金		76	19	10	85
役員退職慰労引当金		16	6	—	23
賞与引当金		36	30	33	33
価格変動準備金		3	—	—	3
合計		133	56	43	146

貸付金償却

該当事項はありません。

資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

平成26年度

（単位：百万円）

区分		年度	平成25年度 期末残高	平成26年度 増加額	平成26年度 減少額	平成26年度 期末残高
資本金			5,237	—	—	5,237
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 5,237	— —	— —	(139,480株) 5,237
	資本準備金		1,737	—	—	1,737
資本剰余金	計		1,737	—	—	1,737
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		55	—	—	55
	繰越利益剰余金		△ 4,821	342	—	△ 4,478
	計		△ 4,766	342	—	△ 4,423

(注) 平成26年度末における自己株式数はゼロ株です。

平成27年度

（単位：百万円）

区分		年度	平成26年度 期末残高	平成27年度 増加額	平成27年度 減少額	平成27年度 期末残高
資本金			5,237	—	4,237	1,000
うち既 発行株式	普通株式		(139,480株) 5,237	— —	— 4,237	(139,480株) 1,000
	資本準備金		1,737	—	—	1,737
資本剰余金	その他資本剰余金		—	4,237	4,237	—
	計		1,737	—	—	1,737
利益剰余金	(任意積立金) 価格変動準備金		55	—	—	55
	繰越利益剰余金		△ 4,478	5,206	—	727
	計		△ 4,423	5,206	—	783

(注) 平成27年度末における自己株式数はゼロ株です。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ		地震保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法		<ul style="list-style-type: none"> ・増加する発生損害額 = 既経過保険料X 1% ・増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ・増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ・経常利益の減少額 = 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	平成26年度	1百万円 (注)異常危険準備金取崩額 0百万円
	平成27年度	1百万円 (注)異常危険準備金取崩額 0百万円

事業費（含む損害調査費）

(単位:百万円)

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費		684	644	683
物件費		878	833	758
税金		1	1	1
火災予防拠出金及び 交通事故予防拠出金		—	—	—
保険契約者保護機構に 対する負担金		0	—	—
諸手数料及び集金費		△1,644	△1,891	△2,135
合計		△79	△410	△691

(4)資産の運用に関する指標

資産運用方針

当社は、保険契約者の皆様からお預かりした保険料を将来の保険金支払に備えるために、保険業法・保険業法施行規則等の法令に則り、資産内容の安全性・流動性に留意しつつ、収益性の向上を図るよう努めています。

資産運用の概況

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金		1,690	20.5	3,147	42.5	7,242	87.0
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		5,002	60.6	3,299	44.6	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		8	0.1	8	0.1	6	0.1
運用資産計		6,701	81.2	6,455	87.2	7,249	87.1
総資産		8,250	100.0	7,405	100.0	8,325	100.0

利息配当金収入の額と運用利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金		0	0.02	0	0.01	0	0.01
コールローン		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		5	0.14	1	0.03	△0	△0.00
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		5	0.11	1	0.02	0	0.00
その他		0		0		0	
合計		6		1		0	

(注) 利回りは、収入金額÷月平均運用額により算出しています。

海外投融資残高及び構成比・海外投融資利回り

該当事項はありません。

商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円、%)

区分	年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債		5,002	100.0	3,299	100.0	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		5,002	100.0	3,299	100.0	—	—

保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国債		0.08	0.03	△ 0.00
地方債		—	—	—
社債		1.86	—	—
株式		—	—	—
外国証券		—	—	—
その他の証券		—	—	—
貸付有価証券		—	—	—
合計		0.14	0.03	△ 0.00

有価証券残存期間別残高

平成26年度

(単位：百万円)

区分	年度						合計
	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの		
国債	3,299	—	—	—	—	3,299	
地方債	—	—	—	—	—	—	
社債	—	—	—	—	—	—	
株式	—	—	—	—	—	—	
外国証券	—	—	—	—	—	—	
その他の証券	—	—	—	—	—	—	
貸付有価証券	—	—	—	—	—	—	
合計	3,299	—	—	—	—	3,299	

平成27年度

該当事項はありません。

業種別保有株式の額

該当事項はありません。

貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

担保別貸付金残高

該当事項はありません。

用途別の貸付金残高及び構成比

該当事項はありません。

業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
土地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建物		8	8	6
営業用		8	8	6
賃貸用		—	—	—
土地・建物 計		8	8	6
営業用		8	8	6
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		8	8	6
営業用		8	8	6
賃貸用		—	—	—
リース資産		4	4	3
その他の有形固定資産		13	10	4
有形固定資産合計		26	22	15

(5)特別勘定に関する指標

特別勘定資産残高

該当事項はありません。

特別勘定資産

該当事項はありません。

特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

種目	平成25年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
火災	139	503	643
海上	78	184	262
傷害	0	65	65
自動車	4	190	194
その他	272	280	553
(うち賠償責任保険)	(97)	(20)	(117)
合計	494	1,225	1,719

(単位：百万円)

種目	平成26年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
火災	217	430	648
海上	99	177	277
傷害	0	65	65
自動車	3	190	193
その他	328	255	584
(うち賠償責任保険)	(141)	(3)	(144)
合計	650	1,119	1,770

(単位：百万円)

種目	平成27年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	合計
火災	192	100	292
海上	84	116	200
傷害	0	0	0
自動車	0	0	0
その他	637	210	847
(うち賠償責任保険)	(242)	(1)	(243)
合計	914	426	1,341

- (注) 1. 地震保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。
 2. 危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金については当社に該当はありません。

責任準備金積立水準

該当事項はありません。

5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成23年度	12,240	17,579	4,633	△ 9,971
平成24年度	5,818	2,702	878	2,238
平成25年度	1,238	1,291	378	△ 430
平成26年度	1,412	329	527	555
平成27年度	1,736	381	340	1,015

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額

$$= \text{期首支払備金} - (\text{前期以前発生事故に係る当期支払保険金} + \text{前期以前発生事故に係る当期末支払備金})$$

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	60	/	/	58	/	/	11	/	/	20	/	/	-	/	/
	1年後	57	0.95	△3	67	1.15	9	24	2.07	12	-	0.00	△20			
	2年後	55	0.96	△2	63	0.93	△4	0	0.01	△23						
	3年後	54	0.97	△1	42	0.67	△20									
	4年後	50	0.93	△3												
最終損害見積り額		50			42			0			-			-		
累計保険金		50			42			0			-			-		
支払備金		0			-			-			-			-		

●自動車

(単位:百万円)

事故発生年度		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	4	/	/	0	/	/	-	/	/	-	/	/	-	/	/
	1年後	-	0.00	△4	-	0.00	0	-	-	-	-	-	-			
	2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	3年後	-	-	-	-	-	-									
	4年後	-	-	-												
最終損害見積り額		-			-			-			-			-		
累計保険金		-			-			-			-			-		
支払備金		-			-			-			-			-		

●賠償責任

(単位:百万円)

事故発生年度		平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険金 +	事故発生年度末	228	/	/	205	/	/	425	/	/	587	/	/	574	/	/
	1年後	203	0.9	△24	340	1.7	134	339	0.8	△86	197	0.3	△389			
	2年後	226	1.1	22	226	0.7	△114	98	0.3	△241						
	3年後	182	0.8	△43	119	0.5	△106									
	4年後	179	1	△3												
最終損害見積り額		179			119			98			197			574		
累計保険金		176			113			63			76			37		
支払備金		2			5			34			120			536		

(注) 1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

IV. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

金融の自由化・国際化が進展するとともに、付随するリスクが多様化しています。これらのリスクは経営に大きな影響を与えるため、リスクを把握し適切にコントロールすることが極めて重要な経営課題となってきました。損害保険会社にとって、このようなリスクには、「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」等があります。これらを正確に把握・管理し、「健全性の確保」「収益性の向上」とのバランスを図るため、当社では現在、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

主なリスクの種類

保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスク
資産運用リスク	為替、株式、債券相場での市場価格の変動により資産価値が減少するリスク
流動性リスク	必要なときに、適正な価格で、希望する量の取引が困難になる市場流動性リスクや資金繰りリスク
事務リスク	事務上のミスにより損害を被るリスク
システムリスク	システムの誤操作、不正使用等により損害を被るリスク

アリアンツ・グループのリスク管理部門では、グループ共通の保険分野における「全社的リスクベース統合管理(ERIC)方針」を策定しています。この方針はグループとしてのベストプラクティス、監督官庁の基準や法律等を考慮して策定されたものです。この方針を受けて、日本においてもリスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応策がとれるようにしています。また、個々のリスクを横断的に管理するためリスク委員会を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しています。

保険引受リスクについては、当社は一定の引受基準に基づき引受を行い、保有基準の厳格な適用と出再保険などの危険分散を行ってリスクを管理しています。資産運用リスク・流動性リスクについては、財務の健全性を確保するための組織的対応を行っています。特に、資産運用に関しては、その適切性と安全性を確保するため、投資委員会の助言と共に、定期的な投資活動のレビューを行っています。事務リスクについては、事務処理ワークフロー・マニュアルの確立、事務ミス・不正の未然防止と効率的な事務処理体制の確立に努めています。

システムリスクに関しては、アリアンツ・グループ共通の情報セキュリティ・ポリシー及び各種情報セキュリティ・スタンダードに基づいて、情報セキュリティの改善・強化を図り、情報資産の適切な管理に努めています。

2. コンプライアンス(法令等遵守)体制

当社は、企業とは公共の利益に継続的貢献を行う役割を持つ社会的存在であり、とりわけ損害保険事業は、その性質上高い公共性を有しているため、社会からの信頼を得るべく自己責任原則に基づき業務の健全性と適切性の確保に一層励まなければならないものと考えています。また、当社は、法令等を遵守することおよび社会規範に則した行動をすることが経営の最重要課題の一つであると認識しており、その実現のために、コンプライアンス体制の構築及び不断の維持・強化のための取組みを以下のように行っています。

(1)コンプライアンス体制の確立

当社は、会社運営上の重要事項の決定に際しては、常に経営陣がコンプライアンスを十分に意識する体制を確立することが重要であると考えています。さらに、本部ごとにコンプライアンス責任者を設置し、より、各々の業務を遂行する上での責任体制を構築することにより、コンプライアンス体制の実効性を確立しております。

(2)コンプライアンス委員会の運営

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る社内重要事項に係る情報連携や諸々の問題事象の解決のための情報連携や決議を行っています。

(3)コンプライアンス関連規程およびコード・オブ・コンダクト(行動規範)

当社は、コンプライアンスの基本的遵守事項を記載した「コンプライアンス基本方針」、及び実践的かつ具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。また、アリアンツ・グループの「コード・オブ・コンダクト(行動規範)」の周知徹底をはかるため、役職員に定期的な研修を行っています。

(4)コンプライアンス・プログラムの策定・運用

当社は、年度行動計画としてコンプライアンス・プログラムを策定・運用しています。

(5)研修の実施

当社は、コンプライアンスに係る意識の醸成及び知識の定着化をはかるために、継続的教育が重要であることを認識しており、定期的な研修を行っています。また、当社委託代理店に対して定期的にコンプライアンス集合研修を行っています。

(6)内部牽制態勢の確立

当社は、コンプライアンス違反行為発生防止のため、各種規程類を定め、役職員に遵守させています。これらの規程類の策定にあたっては、内部牽制態勢の確立を重視しています。

(7)顧客情報の保護

当社は、顧客情報の適切な管理の重要性を認識しており、社内に情報保護セキュリティ態勢を構築しています。また、顧客情報の管理方法を定めた各種社内規程を策定・遵守しております。

(8)お客様からのご意見・ご要望等(「お客様の声」)の活用

当社は、お客様の声を、業務の改善に資する重要な財産と考えています。そして、この財産を活用し、お客様のご期待により一層お答えすることのできる会社になりたいと考えています。

(9)内部通報制度

当社は、内部通報が行われた際に適切に対応できる制度を構築するため、社内規程を定めています。この規程は、内部通報した者が通報理由に不利益を受けることのないことを保障しているほか、通報や相談を常時受け付ける体制を定めています。当社は、この内部通報制度の構築・運用を通じ、コンプライアンス違反またはその恐れのある事案の予防や早期把握及び拡大防止に取り組んでいます。

(10)反社会的勢力への対応

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然とした姿勢で臨み、当社との一切の関係を遮断し健全な経営を実現するため、「反社会的勢力対応基本方針」を定めています。

「お客様の声」対応方針

《基本理念》

当社は、「お客様の声」として頂戴した御意見や御不満等を貴重なものであると考え、真摯に受けとめさせていただきます。また、お客様から真に信頼される企業となるため、「お客様の声」を当社業務の更なる向上に積極的に役立てたいと考えております。「お客様の声」の中でも、「苦情」とはお客様から不満足 of 表明があったもの全てをいふと考え、特に迅速な対応と解決を図ってまいります。なお、お客様には、御契約者や被保険者の方々、事故関係者(被害者の方等)および当社代理店を含むものと考えております。

《行動指針》

1. 「お客様の声」に対しては、解決に向かって迅速かつ誠実に取組みます。
2. 「お客様の声」を商品やサービスの改善に積極的に活かします。
3. 「お客様の声」をお電話やE-mail等により積極的に受け取らせていただくための相談窓口を設置いたします。
4. 「お客様の声」の中でも「苦情」に関しては、特に解決を急がなくてはならないものと考え、忠実かつ積極的な態度で対応に臨みます。
5. 「苦情」に関しては、対応までに要する時間に関して、お客様と十分に連絡をとらせていただきます。また、対応に多くの時間がかかるものに関しては、適宜進捗の状況を御連絡させていただきます。
6. 「苦情」に関しては、迅速な解決を図ることの他に、苦情となる事項が発生した原因の調査や分析を行い再発防止に努めることが重要と考えて行動いたします。
7. 「お客様の声」に関し、不祥事件に該当するもの、または該当する可能性のあるものに関しては主務官庁に逐次報告する等、適正な対応に努めます。
8. 「お客様の声」対応時に取得したお客様の個人情報、当社の「個人情報保護宣言」に従い、適切に取扱います。
9. 上記の取組みに関しては、当社に直接御連絡いただいたものだけでなく、当社代理店を通じていただいた内容についても同様に取扱わせていただきます。
10. 当社は上記の取組みを通じて、お客様の満足度を向上させるべく、誠意を持って行動いたします。

—以上—

「反社会的勢力対応基本方針」

1. 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断することが、保険会社としての社会的責任を果たす上で重要なことであると認識しており、反社会的勢力からの不当・不正な要求を断固拒絶する態勢を構築します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて、平素より警察、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築するよう努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求等を受けた場合には、担当者や担当部署の安全を確保するとともに、全社を挙げて組織的な支援を行います。
4. 反社会的勢力に対する資金提供や裏取引は絶対に行いません。万が一、反社会的勢力より、不当要求等を強制された場合は、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

—以上—

利益相反管理方針(概要)

今般、金融機関の提供するサービスの多様化や世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、お客様との利益相反が発生するおそれが高まっています。

このため、当社は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、以下のとおり法令に基づき利益相反に関わる体制を整備し、その管理を適切に行ないます。

1. 利益相反のおそれのある対象取引について

利益相反は、①当社または当社の親金融機関等もしくは子金融機関等(以下あわせて「グループ会社」といいます)とお客様との間、または、②お客様と当社またはグループ会社の他のお客様との間で生じる可能性があります。

当社では、このうち、当社が行う保険関連業務にかかるお客様の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」といいます)を管理の対象とします。

2. 対象取引の特定方法と管理方法について

当社は、お客様との取引により取得した情報から、利益相反対象取引に該当するおそれがあると当社が判断した場合は、対象取引の特定に必要な情報を一元的に管理したうえで、お客様との取引業務を遂行する部門から独立した立場であるコンプライアンス部門担当取締役(利益相反管理統括者)が適切に対象取引の特定を行います。

そして、次に掲げる方法その他により、お客様の保護を適正に確保します。

- ① 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- ② 対象取引および当該お客様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
- ③ 対象取引または当該お客様との取引の一方の中止
- ④ お客様への利益相反の開示とお客様の同意

3. 管理体制・法令等遵守について

当社は、お客様の利益を適正に保護するため、管理方針および関連社内規程を定め、管理部門の設置および管理統括者の任命等の体制を確保します。また、保険業法その他関係法令等を遵守し、お客様の非公開情報の適正な管理を行います。

—以上—

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

該当事項はありません。

4. コーポレート・ガバナンス体制

当社は、損害保険業が高い公共性を持つことを認識し、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、経営の透明性の確保、コンプライアンスを含む内部管理態勢の確立・向上を目指し、日常業務に取り組んでいます。

当社の取締役会は、経営戦略・事業計画の策定、組織変更及び主要人事等に関する意思決定ならびに保険募集態勢の整備、保険金支払の適正性確保等の業務執行に関する監督を行うとともに、経営上の重要課題について取締役間で議論を尽くし取締役相互の監視・監督を行っています。また、取締役会を補完し業務執行に係る具体的な重要事項を協議するための機関として、常勤取締役及び本部長で構成される経営会議を設置しています。

当社の監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されています。監査役は、取締役会を始めとして経営会議、リスク委員会、コンプライアンス委員会、クレーム委員会等の会社の業務執行上重要な会議にオブザーバーとして出席することにより、内部牽制の確保に重要な役割を担っています。また、監査実施に際しては、監査の実効性を高めるため、会計監査人との定期的な意見交換および内部監査部門・コンプライアンス部門との連携を適宜図っています。

内部監査部門は、各業務部門からの独立性を確保され、アライアンス・グループ・オーディット・ポリシーに基づき各部門の内部牽制体制の適正性に関する確認を行っています。

また、リスク管理、コンプライアンス等の重要な課題に適切に対応するため各委員会を設置し、全社的に課題解決を推進するとともに、個別の重要課題に関する管理を行っています。さらに基本方針の策定や重要な課題の管理に関しては、取締役会への付議・報告を行っています。

5. 内部統制システムの構築および運用状況の概要

平成18年5月1日から施行された会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための方針として、「内部統制システムの構築の基本方針」(後掲)を策定し、平成18年6月8日開催の取締役会で承認を得た。なお、同方針は平成23年9月15日開催の取締役会の承認により改訂された。

当社は、同方針を、コンプライアンスマニュアルに掲載することにより社内周知を諮るとともに、役員・社員を対象とした社内研修の題材としてとりあげる等、実効性の確保に向けた不断の取組を行っている。また、実際の運用として、毎回の取締役会で「内部統制に関する報告の件」を大項目として設定することで、取締役に對し周知徹底している。

「内部統制システムの構築の基本方針」

当会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制」という。)を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

「アリアンツ・グループ・ポリシー(Allianz Group Policy)」を頂点とし「コード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)」、「コンプライアンス・マニュアル(Compliance Manual)」、「コンプライアンス・ポリシー(Compliance Policy)」、グループ・オーディット・ポリシー(Group Audit Policy)を含む各種規定およびその下位規範を、取締役が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、これらの行動規範が遵守される体制を整備する。また、取締役が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる体制を整備する。

取締役の職務執行は、取締役会における業務執行状況報告等を通じた取締役相互の監視・監督に加え、監査役会による監視・監督にも服するものとし、その監視・監督体制をより一層強化することとする。また、かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。

さらに、内部通報制度の利用促進等を通じて、取締役の職務執行のコンプライアンスの状況の監視・監督体制をより充実させ、取締役の職務執行の監視・監督の結果を常にフィード・バックし、上記の行動規範の見直しを定期的に変更し、コンプライアンスのさらなる向上に努めるものとする。

また、「反社会的勢力対応基本方針」に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、健全な経営を実現するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存ガイドライン」及び「文書取扱規則」等の諸規定に基づき、文書及びその他の記録媒体により記録し、これを保存・管理する。各取締役、内部監査人、監査役は、必要に応じて、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

「グループ・リスク・ポリシー(Group Risk Policy)」及び「リスク管理基本方針」に基づくリスク委員会において、当会社に潜在的に存在するリスクの特定・分析・評価を通じて、損失の危険回避のためのリスクマネジメントを行い、企業危機の未然防止のための適切な対応を策定し、これを各担当部署に履行させると共に、リスクマネジメントの状況をモニタリングし、定期的に取り締役に報告させるものとする。また、実際にリスクが発現した場合に備え、「ディザスター・リカバリー & ビジネス・コンティニュイティ・プラン」を始めとする必要な対応方針を整備すると共に、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために迅速かつ適切な対応を行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会の審議の効率化および実効性の向上ならびに機動的な業務運営を確保するために、組織、職制、事務分掌、職務権限に関する諸規定を整備し、これらの制度および諸規定に基づき個別の業務を執行していくものとする。また、取締役会は会社の事業計画を策定し、当該計画に基づき効率的な職務執行を行い、その実施状況を監視・監督するものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

「コード・オブ・コンダクト(Code of Conduct)」及び「コンプライアンス・マニュアル(Compliance Manual)」等の各種規定およびその下位規範を、使用人が法令及び定款に適合した職務執行を行うための行動規範とし、社内研修を通じてかかる行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンスのための企業倫理の確立に努める。また、使用人が職務執行をするに際して、必要に応じて専門的知識を有する者(外部の専門家を含む。)の意見を徴することのできる

る体制を整備する。また、コンプライアンス委員会により、会社全体の横断的なコンプライアンスの徹底を推進する。

使用人の職務執行は、内部監査人、取締役会及び監査役会による監視・監督に服するものとする。かかる職務執行の監視・監督の際には、必要に応じて外部の専門家を積極的に活用しその実効性を高めるものとする。さらに、使用人自らがコンプライアンス上の問題を直接報告することのできる内部通報制度の利用促進を通じ、使用人の職務執行に関するコンプライアンスを徹底するものとする。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

親会社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当取締役、グループ管理担当取締役と随時情報交換を行い、コンプライアンス上の課題および効率性の観点からの課題を把握し、企業集団における業務の適性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役は、その職務執行に必要な場合には、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役に対し求めることができる。かかる場合、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人を任命することとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

監査役補助使用人の評価は監査役が行い、その指名、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得るものとする。なお、監査役補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について、監査役に対して速やかに報告する。取締役会のほか重要な会議への監査役の出席を求める等、その監査役に対する報告の具体的な方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。また、内部通報制度の報告受領者に監査役を含めることにより、上記の監査役への報告体制の充実を図る。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役は、監査役会において監査基準、監査計画等を策定し、効率的な監査を実行できるように努めるものとする。なお、前号に規定する取締役と監査役会との協議により、取締役会のほか重要な会議への監査役の出席機会を確保し、監査役の監査の実効性を高めるものとする。

また、監査役は、随時、取締役、内部監査人及び会計監査人と意見交換を行うことにより、効果的な監査業務の遂行を図る。

6. 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

(1) 個人情報保護方針について

アリアンツ火災海上保険株式会社は、個人の尊厳を重んじ、個人情報保護に関する法令および社会秩序を遵守の上、次のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言します。

1. 当社は個人情報の収集にあたり、収集目的を明らかにし、本人の明確な同意のうえで、適法かつ公正な手段によって収集します。また、個人情報の利用および提供は、本人が同意を与えた収集目的の範囲内で行います。
2. 当社は個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示、訂正、削除等を求められたときは、合理的な期間、妥当な範囲内でこれに応じます。
3. 当社は個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、当社の個人情報保護方針を遵守できる委託先を選定し、その取り扱いについて管理・監督致します。
4. 当社は当社が取り扱う個人情報を安全かつ正確に管理し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防ならびに是正に努めます。
5. 当社は個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、個人情報の取り扱いについて十分な注意を払います。
6. 当社は適切な個人情報の保護を維持するために、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善を行います。
7. 当社は上記およびその他の個人情報に関するお問い合わせ窓口を設置致します。

(2) お客様個人情報の取扱いについて

アリアンツ火災海上保険株式会社は、お客様からお預かりした個人情報を適切に保護することが弊社の重要な社会的責任であると認識し、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、以下のように会社として取り組んでいます。また、当社は適切な個人情報保護を維持するために、こうした取組の継続的改善を行います。

情報の収集・利用目的について

お客様とのお取引を安全確実に進め、より良い商品・各種サービスを提供させていただくため、必要な範囲でお客様に関する情報を収集させていただいています。これらの情報は、次の目的のために利用させていただきます。

◆ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

- ① 申込に係る保険契約の引受の審査
- ② 保険契約の履行及び付帯サービスの提供
- ③ 当社が取り扱う当該契約以外の商品・サービス等の案内・提供

- ◆保険金請求時に取得する個人情報の利用目的
 - ① 請求に係る保険事故の調査(関係先への照会等を含む)
 - ② 請求に係る保険金のお支払い
- ◆その他、保険契約に関連・付随する業務

取得する情報の種類について

お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、電子メールアドレス、その他利用目的のために必要な情報を取得いたします。

情報の取得方法について

主に、保険申込時の契約申込書や保険金請求書等により取得します。また、商品の資料請求やアンケート実施の際に、電話、ハガキ、インターネット等で取得する場合があります。

情報の利用について

お客様の個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用させていただきます。利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用する場合には、事前にお客様の同意をいただきます。ただし、法令により認められる場合には、この限りではありません。

情報の提供について

当社は、次のように法令により認められる場合を除いて、お客様の個人情報を外部に提供することはありません。

お客様が同意されている場合

利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合

再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、および再保険金の請求等に必要の場合

保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

法令により必要と判断される場合

契約等情報交換制度について

当社は、保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結および保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会への登録や損害保険会社等の間で交換を実施することがあります。契約等情報交換制度の詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

情報の管理について

お客様の情報を正確で最新なものに維持するよう努めています。また、個人情報管理責任者を定め、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏えい等を防止するため、個人情報へのアクセス管理、個人情報の持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止等の情報セキュリティ対策を講じています。

お客様からの情報の開示、訂正のご請求等について

お客様からご自身に関する情報の開示のご依頼があった場合、あるいはご提供いただいたお客様の個人情報の訂正のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、当社業務の適正な実施に支障を来す等特別な理由のない限り、ご依頼に対応させていただきます。具体的な手続きについては、「個人情報(個人データ)の開示等の請求の手続きについて」をご参照ください。また、個人情報の取扱い、安全管理に関するお客様からのご質問、苦情についても、適切に対応いたします。下記お問い合わせ窓口までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

アリアンス火災海上保険株式会社 個人情報 お客様窓口

電話番号：03-4588-7510

受付時間：9:00～17:00（土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

電子メール：privacy@allianz.com

なお当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会においても、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

【お問合せ先】

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話：03-5425-7850

受付時間：9:00～17:00

（但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

ホームページ：<http://www.fnlia.gr.jp>

7. 指定紛争解決機関について

当社は、一般社団法人保険オンブズマンとの間で手続実施基本契約を締結しております。一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客様と保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立・簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

【お問合せ先】

一般社団法人 保険オンブズマン

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00

（但し12:00～13:00、また土日、祝祭日および年末年始を除きます。）

ホームページ：<http://www.hoken-ombs.or.jp>

V. 直近の2事業年度における財産の状況

1. 計算書類

(1)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	平成26年度末 平成27年3月31日現在	平成27年度末 平成28年3月31日現在	科目	年度	平成26年度末 平成27年3月31日現在	平成27年度末 平成28年3月31日現在
	(資産の部)					(負債の部)	
現金及び預貯金		3,147	7,242	保険契約準備金		1,943	1,512
預貯金		3,147	7,242	支払備金		172	170
有価証券		3,299	—	責任準備金		1,770	1,341
国債		3,299	—	その他負債		2,778	3,146
有形固定資産		22	15	共同保険借		3	4
建物		8	6	再保険借		17	10
リース資産		4	3	外国再保険借		575	1,276
その他の有形固定資産		10	4	未払法人税等		159	85
無形固定資産		41	27	預り金		—	30
ソフトウェア		41	27	前受収益		1,316	918
その他資産		810	996	未払金		153	184
未収保険料		24	20	仮受金		548	632
代理店貸		69	103	リース債務		4	3
共同保険貸		0	2	退職給付引当金		76	85
再保険貸		46	131	役員退職慰労引当金		16	23
外国再保険貸		597	644	賞与引当金		36	33
未収金		4	28	特別法上の準備金		3	3
未収収益		0	0	価格変動準備金		3	3
預託金		54	56	負債の部合計		4,855	4,805
仮払金		12	9	(純資産の部)			
繰延税金資産		84	44	資本金		5,237	1,000
貸倒引当金		—	△0	資本剰余金		1,737	1,737
				資本準備金		1,737	1,737
				利益剰余金		△4,423	783
				その他利益剰余金		△4,423	783
				任意積立金		55	55
				(価格変動準備金)		(55)	(55)
				繰越利益剰余金		△4,478	727
				株主資本合計		2,550	3,520
				その他有価証券評価差額金		△0	—
				評価・換算差額等合計		△0	—
				純資産の部合計		2,550	3,520
資産の部合計		7,405	8,325	負債及び純資産の部合計		7,405	8,325

平成27年度貸借対照表の注記事項

1. 会計方針に関する事項

(1)①有形固定資産の減価償却は、定率法により償却しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法により償却しております。

②自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間に基づく定額法により償却しております。

(2)①貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、管轄部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

③役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金を含む)の支出に備えるため、在任期間中の職務遂行にかかる対価相当額を計上しております。

④賞与引当金は、従業員及び役員に対する賞与の支払に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

(3)価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(4)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は、税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更

(消費税等の会計処理方法)

消費税等の会計処理につきましては従来税込方式によっておりましたが、当事業年度より課税事業者となった

ことに伴い、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用を除き税抜方式による方法に変更いたしました。当該会計方針の変更に伴い遡及適用した場合における過年度の財務諸表に与える影響は軽微であることから、遡及適用はしていません。

これによる当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

3. 未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1)概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2)適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、計算書類の作成時において評価中であります。

4. (1)有形固定資産の減価償却累計額は、57百万円であります。

(2)関係会社に対する金銭債権総額は511百万円、金銭債務総額は1,130百万円であります。

(3)当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

①支払備金

(単位:百万円)

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	12,512
同上にかかる出再支払備金	12,341
差引(イ)	170
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	0
計 (イ) + (口)	170

②責任準備金

(単位:百万円)

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	8,016
同上にかかる出再責任準備金	7,102
差引(イ)	914
その他の責任準備金(口)	426
計 (イ) + (口)	1,341

5. (1) 繰延税金資産の総額は665百万円であります。

また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した金額は620百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金307百万円、前受収益256百万円であります。

(2)「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.85%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%に、平成30年4月1日に解消する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.00%となります。

この変更により、繰延税金資産が0百万円減少し、法人税等調整額が0百万円増加しております。

6. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は運用にあたっては、運用利回りの向上を図りつつ、安全性、流動性及び資産・負債のマッチングを含め保有資産のリスク管理に十分な配慮を払い、原則として高格付けの債券を中心とした安全性の高い金融商品で運用し、ヘッジ目的以外のデリバティブ商品及び金融仕組商品への投資は原則として行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有している金融商品は、主として預貯金であります。

預貯金は与信先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 全般的なリスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針を策定し、具体的にリスクの所在とその指標を明示して、早期に対応がとれるようにしております。また、個々のリスクを横断的に管理するため「リスク委員会」を設置し、リスクの状況についての的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しております。

2) 市場関連リスクの管理

市場関連リスクに関しては、金利、株価等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握するとともに、資産配分の見直しやリスクヘッジなどにより、リスクを適切にコントロールしております。

3) 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与された外部格付等を活用して、リスクを把握・コントロールしております。また、全体のポートフォリオに対する各資産・企業グループへの配分リミットを設定し、与信集中を抑制しております。

4) 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュフローの状況、個別金融資産の状況等を把握することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	7,242	7,242	—
資産計	7,242	7,242	—
①未払金	184	184	—
負債計	184	184	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預貯金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

①未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超
①預貯金	7,242	—	—	—	—
合計	7,242	—	—	—	—

7. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度を設けております。なお、当社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

(2)退職一時金制度

①退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	76	百万円
退職給付費用	31	百万円
退職給付の支払額	△22	百万円
退職給付引当金の期末残高	85	百万円

②退職給付に関連する損益

退職給付費用	31	百万円
--------	----	-----

8. 1株当たり純資産は、25,236円92銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はなく、普通株式の期末株式数は139千株であります。

9. 関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

10. 前受収益については、出再保険手数料のうち翌事業年度以降に対応する金額を計上しております。

11. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2)損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成26年度	平成27年度
		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
経常収益		284	615
保険引受収益		260	546
正味収入保険料		95	115
支払備金戻入額		121	2
責任準備金戻入額		—	428
為替差益		43	—
資産運用収益		1	0
利息及び配当金収入		1	0
その他経常収益		22	69
貸倒引当金戻入額		0	—
その他の経常収益		22	69
経常費用		△150	△584
保険引受費用		△1,598	△1,986
正味支払保険金		208	72
損害調査費		34	43
諸手数料及び集金費		△1,891	△2,135
責任準備金繰入額		50	—
為替差益		—	33
資産運用費用		0	0
為替差損		0	0
営業費及び一般管理費		1,446	1,400
その他経常費用		0	0
貸倒引当金繰入額		—	0
その他の経常費用		0	0
経常利益		435	1,200
特別利益		0	0
固定資産処分益		0	0
特別損失		1	15
固定資産処分損		0	15
特別法上の準備金繰入額		0	—
価格変動準備金		0	—
税引前当期純利益		433	1,185
法人税及び住民税		175	175
法人税等調整額		△84	39
法人税等合計		91	215
当期純利益		342	969

平成27年度損益計算書の注記事項

1. (1)関係会社との取引による収益総額は4,336百万円、費用総額は11,440百万円であります。

(2)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

収入保険料	16,954
支払再保険料	16,839
差引	115

(3)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払保険金	3,567
回収再保険金	3,495
差引	72

(4)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払諸手数料及び集金費	1,261
出再保険手数料	3,397
差引	△ 2,135

(5)支払備金戻入額(△は支払備金繰入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

支払備金戻入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	△ 5,873
同上にかかる出再支払備金戻入額	△ 5,876
差引(イ)	2
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金戻入額(口)	0
計 (イ) + (口)	2

(6)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	779
同上にかかる出再責任準備金繰入額	514
差引(イ)	264
その他の責任準備金繰入額(口)	△ 692
計 (イ) + (口)	△ 428

(7)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	△ 0
その他利息・配当金	0
計	0

2. 1株当たり当期純利益は、6,952円7銭であります。算定上の基礎である当期純利益は969百万円で、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は139千株であります。

3. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容 及び科目	取引金額 (百万円)	科目	事業年度末 残高(百万円)		
親 会 社 の 親 会 社	アリアンツ・ エスイー	被所有 間接 100%	なし	再 保 険 取 引	受再保険料	43	未収受再保 険料など	9	
					受再保険金	△ 61			
					受再手数料	△ 8			
					再 保 険 取 引	出再保険料	△ 5	未払再保険 料など	9
						出再保険金	8		
						出再手数料	0		
親 会 社	アリアンツ・グ ローバル・コー ポレート・アンド・ スペシャルティ・ エスイー	被所有 直接 100%	役員 の 兼 任	再 保 険 取 引	受再保険料	611	未収受再保 険料など	498	
					受再保険金	△ 66			
					受再手数料	△ 164			
					再 保 険 取 引	出再保険料	△ 10,771	未払再保険 料など	1,015
						出再保険金	2,416		
						出再手数料	1,249		
						運営経費	△ 345	未払金	101
親 会 社 の 子 会 社 他	アリアンツ・リス ク・トランスファ ー・アージェー・チュ ーリッヒ 他	なし	なし	再 保 険 取 引	受再保険料	341	未収受再保 険料など	55	
					受再保険金	△ 3			
					受再手数料	△ 68			
					再 保 険 取 引	出再保険料	955	未払再保険 料など	149
						出再保険金	29		
						出再手数料	△ 35		

4. 関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成26年度	平成27年度
		平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は純損失)		433	1,185
減価償却費		34	27
支払備金の増減額 (△は減少)		△121	△2
責任準備金の増減額 (△は減少)		50	△428
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△0	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		3	15
その他引当金の増減額 (△は減少)		5	△2
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		0	—
利息及び配当金収入		△1	△0
有形固定資産関係損益 (△は益)		—	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		659	△186
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		△1,215	442
小計		△149	1,049
利息及び配当金の受取額		3	0
その他		0	—
法人税等の支払額		△86	△249
営業活動によるキャッシュ・フロー		△232	800
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△9,200	△8,969
有価証券の売却・償還による収入		10,900	12,270
資産運用活動計		1,699	3,300
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,467)	(4,100)
有形固定資産の取得による支出		△6	—
無形固定資産の取得による支出		△4	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,688	3,294
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		1,456	4,094
現金及び現金同等物期首残高		1,690	3,147
現金及び現金同等物期末残高		3,147	7,242

(注) 1. 現金及び現金同等物は、手許現金、普通預金、当座預金及び取得日から満期償還日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっています。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4)株主資本等変動計算書

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
				任意 積立金 (価格変動 準備金)	繰越 利益 剰余金					
当期首残高	5,237	1,737	1,737	55	△ 4,821	△ 4,766	2,207	0	0	2,207
当期変動額										
当期純利益	—	—	—	—	342	342	342	—	—	342
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	△ 0	△ 0	△ 0
当期変動額 合計	—	—	—	—	342	342	342	△ 0	△ 0	342
当期末残高	5,237	1,737	1,737	55	△ 4,478	△ 4,423	2,550	△ 0	△ 0	2,550

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
				任意 積立金 (価格変動 準備金)	繰越 利益 剰余金						
当期首残高	5,237	1,737	—	1,737	55	△ 4,478	△ 4,423	2,550	△ 0	△ 0	2,550
当期変動額											
減資	△ 4,237	—	4,237	4,237	—	—	—	—	—	—	—
欠損填補	—	—	△ 4,237	△ 4,237	—	4,237	4,237	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	969	969	969	—	—	969
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0
当期変動額 合計	△ 4,237	—	—	—	—	5,206	5,206	969	0	0	969
当期末残高	1,000	1,737	—	1,737	55	727	783	3,520	—	—	3,520

平成27年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は次のとおりであります。

平成27年度	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
普通株式	139千株	—千株	—千株	139千株	—
合計	139千株	—千株	—千株	139千株	

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。

3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年7月19日 定時株主総会	普通株式	390	利益剰余金	2,800	平成28年 3月31日	平成28年 7月20日

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. リスク管理債権

(1)破綻先債権

該当事項はありません。

(2)延滞債権

該当事項はありません。

(3)3ヶ月以上延滞債権

該当事項はありません。

(4)貸付条件緩和債権

該当事項はありません。

(5)リスク管理債権の合計額

該当事項はありません。

3. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当事項はありません。

(2)危険債権

該当事項はありません。

(3)要管理債権

該当事項はありません。

(4)正常債権

該当事項はありません。

5. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

(単位：百万円)

区分	年度	平成26年度 平成27年3月31日現在	平成27年度 平成28年3月31日現在
	(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		
資本金又は基金等		3,673	3,712
価格変動準備金		2,550	3,129
危険準備金		3	3
異常危険準備金		—	—
一般貸倒引当金		1,119	426
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		—	—
土地の含み損益		0	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		—	152
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$			
一般保険リスク相当額(R ₁)		593	536
第三分野保険の保険リスク(R ₂)		30	37
予定利率リスク(R ₃)		—	—
資産運用リスク(R ₄)		1	1
経営管理リスク(R ₅)		297	370
経営管理リスク(R ₅)		18	11
巨大災害リスク(R ₆)		275	152
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		1,237.6%	1,383.2%

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、平成26年度の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

「ソルベンシー・マージン比率」とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期払戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。

単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

「通常の予測を超える危険」とは

保険引受上の危険(注1)、予定利率上の危険(注2)、資産運用上の危険(注3)、経営管理上の危険(注4)、巨大災害に係る危険(注5)の総額をいいます。

- (注1) 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- (注2) 予定利率上の危険(予定利率リスク)：
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- (注3) 資産運用上の危険(資産運用リスク)：
保有する有価証券等の資産の価値が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- (注4) 経営管理上の危険(経営管理リスク)：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記(注1)から(注3)及び(注5)以外のもの
- (注5) 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」とは

損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営上の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6. 時価情報等

(1)有価証券に係る時価情報

その他有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成26年度末			平成27年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公社債	—	—	—	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公社債	3,300	3,299	△0	—	—	—
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	3,300	3,299	△0	—	—	—
合計	3,300	3,299	0	—	—	—	

(注)1.「種類」欄の「公社債」は貸借対照表の「国債」、「地方債」および「社債」を指しています。

2.時価の無い有価証券については帳簿価額としています。

(2)金銭の信託

該当事項はありません。

(3)デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

(4)保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

(5)先物外国為替取引

該当事項はありません。

(6)有価証券デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

(7)金融商品取引法に規定する有価証券先物取引、有価証券先渡取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

7. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性について

本誌に記載された財務諸表が適正であり、財務諸表作成にかかわる内部監査が有効に実施されたことは代表取締役社長が確認しております。また、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書並びにその附属明細書については会社法の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の会計監査を受けております。

当誌では、上記会計監査の対象となった財務諸表の内容をよりご理解頂けるよう、当社の判断に基づき、記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して記載しています。

VI. 保険会社及びその子会社等の概況

VII. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

VIII. 保険会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況

VI、VII、VIIIとも全て該当事項はありません。

アリアンツ火災海上保険株式会社

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル

TEL:03-4588-7500(代表)

www.allianz.co.jp